

全国ダイバーシティネットワーク組織東京ブロック会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織東京ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック会議の開催により、ダイバーシティに関する課題や取組内容・グッドプラクティス等の情報共有、意識啓発を推進してダイバーシティネットワーク組織の連携推進を図る。東京ブロックネットワーク参画機関数の増大を図るとともに、情報共有の充実化・効率化を行い、機関間をつなぐネットワークを強化する。

(組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 幹事大学等の東京農工大学、東京大学及び東京都立大学の理事又は副学長相当の者各1名
- (2) 別表に掲げる機関（参画機関）の理事又は副学長相当の者各1名
- (3) その他ブロック会議が必要と認めた者

2 前項の委員の任期は3年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(議長)

第4条 ブロック会議に議長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから互選する。

2 議長は、ブロック会議を主宰する。

(ブロック会議の開催)

第5条 ブロック会議は、原則として年1回以上開催する。

(事務)

第6条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学等が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、2018年12月20日から施行する。

附則

この要項は、2023年5月19日から施行する。

附則

この要項は、2024年4月1日から施行する。

附則

この要項は、2024年10月1日に改正し、2025年4月1日から施行する。

附則

この要項は、2025年12月12日から施行する。

別表（第3条関係）

国立大学法人	お茶の水女子大学、東京科学大学、電気通信大学、東京藝術大学、東京海洋大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京大学、東京農工大学、一橋大学
公立大学	東京都立大学
私立大学	学校法人東京女子医科大学、津田塾大学、学校法人東京理科大学、実践女子大学・実践女子大学短期大学部、東京女子大学、東洋大学、日本女子大学、早稲田大学、学校法人帝京大学、東京医科大学、学校法人順天堂、東海大学、杏林大学、東邦大学、日本大学、法政大学、学校法人日本医科大学、学校法人五島育英会 昭和女子大学、創価大学
公的機関	宇宙航空研究開発機構、国立成育医療研究センター、首都圏産業活性化協会、情報・システム研究機構、国立高等専門学校機構

【参考】

- ※第3条第1項第1号及び第2号の「理事又は副学長相当の者」に含むものの例示
 副理事、学長補佐
 副所長、副病院長、副機構長
 副社長、専務（取締役）、常務（取締役）、取締役、執行役員